

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人田辺市社会福祉事業団
田辺市高齢者複合福祉施設たきの里

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者的人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当法人は、入居者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であることを認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

施設長は、施設における虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止のための対策を検討する委員会（略称：虐待防止委員会）」を設置します。

① 委員会の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

役割	職／氏名
委員会設置者	施設長／片家洋二
委員長	主任／山本真樹
委員長	主任／平 弘子
委員	支援員／山本未沙
委員	支援員／玉木哲治

施設長は、その他必要に応じて、委員を指名することができるものとします。

③ 虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要に応じて、隨時、委員会を開催します。

④ 高齢者虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関するこ
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関するこ
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関するこ
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関するこ
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関するこ

力) 虐待の原因分析と再発防止策に関するこ

キ) *****すること

⑤ 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、**本委員会の委員長**とします。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年1回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何にとらわれず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- ① 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、本指針2-⑤で定められた高齢者虐待防止担当者とします。
- ② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげよう努めます。
- ③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- ④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応

じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

8 指針の閲覧について

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置しているほか、誰もが、いつでも自由に閲覧することができるよう、当法人のホームページ上において公表するものとします。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、県社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付 則

この指針を、令和6年4月1日より施行します。